

## 採点表（審査基準）

(明石市立八木保育所給食調理業務委託)

採点者

応募者

項目	審査内容	評価／配点		
		評価内容	点数	採点
業務実施について	業務実施に関する理解度	・給食が保育・教育の一環であることや児童の生命に直接関わることを十分に認識しているか。	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	5点 4点 3点 1点 0点
	業務に関する協力度合	・職員とのコミュニケーションだけでなく、施設や地域との連携に努め、運営に協力的であろうとしているか。	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	5点 4点 3点 1点 0点
安全衛生について	自主点検	・定期的に設備や衛生の検査を実施し、安全衛生の管理を徹底しているか。	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	5点 4点 3点 1点 0点
	社員教育・研修	・従業員に対する安全衛生面の教育は十分か ・従業員の意識及び資質の向上のために自社で必要な研修を実施しているか。	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	5点 4点 3点 1点 0点
	健康管理	・従業員の健康管理は適切か ・精神面や心理面に関する健康管理は十分か	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	5点 4点 3点 1点 0点
	安全対策	・異物混入等の事故対策として、各調理工程での危機管理を意識して取り組んでいるか ・食物アレルギー対応において、事故防止に努めているか	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	5点 4点 3点 1点 0点
業務の遂行について	業務実績	・集団給食の受託実績は十分にあるか ・明石市内または県内、近畿圏内で保育所・こども園の受託実績はあるか	十分な実績有 実績有 実績無	5点 3点 0点
	配置人数及び資格	・経験豊富な職員が配置されているか ・提案内容の配置人数は、現状と比べて適切か ・繁忙な時間帯はパート職員を配置する等、配慮した対応となっているか	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 5点 2点 0点
	配置予定業務責任者	・配置予定業務責任者に十分な技術力や業務実績はあるか ・コミュニケーション等円滑な業務遂行が可能か	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	5点 4点 3点 1点 0点
	交換要員等	・急な退職や休暇に対応できるように、交換要員の確保や代替要員の派遣等ができる体制になっているか	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 5点 2点 0点
バックアップ体制	定期的な巡回及び現場指導	・定期的な巡回や現場職員への指導が可能か ・月1回以上、施設での業務の履行状況の確認及び所長との連絡調整は可能か	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 5点 2点 0点
	事務報告	・従業員の変更等があれば、速やかに所長、こども育成室に方向及び必要書類を提出する等、円滑なコミュニケーションが可能か	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	5点 4点 3点 1点 0点

公共性 （施策反映）評価	障害者の積極的雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る障害者の雇用義務がある業者で雇用する障害者数が法定雇用障害者数以上あるか</li> <li>・ 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る障害者の雇用義務がない業者で障害者の雇用があるか</li> </ul>	ある ない	2点 0点	
	子育て支援への取組	<p>結婚・妊娠・出産・育児への支援、子育てしやすい環境づくりなど</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法定を上回る育児休業制度を就業規則で制定</li> <li>・ 職場復帰しやすい環境の整備</li> <li>・ 子育て中の従業員向けの相談体制の整備・・・など</li> </ul>	充実している 普通 不充分	3点 1点 0点	
	男女共同参画社会づくりへの取組	<p>仕事と家庭との両立のための環境整備、セクシャル・ハラスメントの防止、事業活動における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会の確保 など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ フレックスタイム制、在宅勤務制度など</li> <li>・ セクハラについて相談や苦情のための特別窓口又はカウンセラーの設置</li> <li>・ 性別により評価することがないよう人事考課基準を明確化</li> <li>・ 事業所内託児所施設の設置・・・など</li> </ul>	充実している 普通 不充分	2点 1点 0点	
	若年雇用者育成のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エルダー制度など若手従業員を個別実地に熟練者が育成するような制度を事業所として制定（単なる研修は除く）</li> <li>・ など</li> </ul>	ある ない	2点 0点	
	更生支援のための取組	保護観察所への協力雇用主としての登録があるか	ある ない	2点 0点	
		<p>刑事施設出身者、少年院出院者、保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用するための具体的な受入制度や採用枠等の整備 など</p> <p><b>※保護観察所への協力雇用主としての登録がある場合に限る</b></p>	ある ない	2点 0点	
	労働安全衛生のための取組	厚生労働省から安全衛生優良企業の認定を受けているか	受けている 受けていない	2点 0点	
価 格		30点×参加者の中で最低の参考見積金額÷当該参加者の参考見積金額 ※小数点以下切り捨て			
合 計		⑦			
審査基準点		<b>⑦の点数 × 100／120 =</b>			

※ 審査基準点（50点）未満は失格とする。（選定委員のうち、審査基準点が50点未満の者が1人でもいた場合においては、当該参加者を失格とする。）